

独立行政法人国立公文書館役員報酬規程

(平成13年4月1日規程第3号)

改正	平成14年11月28日	規程第8号	改正	平成21年6月1日	規程第8号
	平成15年10月31日	規程第5号		平成21年7月2日	規程第11号
	平成16年3月23日	規程第3号		平成21年11月30日	規程第17号
	平成17年2月23日	規程第1号		平成22年11月30日	規程第10号
	平成17年11月21日	規程第8号		平成24年2月29日	規程第2号
	平成18年3月31日	規程第2号		平成27年4月1日	規程第6号
	平成19年11月29日	規程第9号		平成28年2月16日	規程第4号
	平成21年2月23日	規程第1号		平成28年12月9日	規程第15号

(総則)

第1条 独立行政法人国立公文書館の役員に対する報酬の支給については、この規程の定めるところによる。

(報酬の種類)

第2条 役員の報酬は、常勤役員にあつては俸給、地域手当、通勤手当及び期末手当とし、非常勤役員にあつては非常勤役員手当とする。

(報酬の支払い)

第3条 役員の報酬は、その全額を通貨で、直接役員に支払うものとする。ただし、法令に基づき役員の報酬から控除すべき金額がある場合には、その役員に支払うべき報酬の金額から、その金額を控除して支払うものとする。

2 役員の報酬は、報酬の全部をその者の預金又は貯金への振込の方法によって支払うことができる。

(報酬の支給日)

第4条 役員の報酬（通勤手当及び期末手当を除く。）は、その月の月額的全額を毎月16日に支給する。ただし、その支給日が休日に当たるときは、独立行政法人国立公文書館職員給与規程（平成13年規程第2号。以下「給与規程」という。）第12条第1項ただし書の規定に準じて支給する。

2 通勤手当は、給与規程第12条第2項の規定に準じて支給する。

3 期末手当は、給与規程第12条第3項の規定に準じて支給する。

(日割計算)

第5条 新たに役員となった者には、その日から報酬（通勤手当及び期末手当を除く。以下この条において同じ。）を支給する。

2 役員が退職し、又は解任された場合には、その日までの報酬を支給する。

3 役員が死亡により退職した場合には、その月までの報酬を支給する。

4 第1項又は第2項の規定により報酬を支給する場合であつて、その月の初日から支給するとき以外のとき、又はその月の末日まで支給するとき以外のときは、その報酬の金額は、

その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(端数の処理)

第6条 この規程により計算した金額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額とする。

(俸給月額)

第7条 常勤役員の俸給の月額は、次のとおりとする。

- 一 館長 965,000円
- 二 理事 761,000円(ただし、館長が指定する者にあつては、818,000円とする。)

(地域手当)

第8条 地域手当は、給与規程第17条の規定に準じて常勤役員に支給する。

(通勤手当)

第9条 通勤手当は、給与規程第19条第1項に規定する通勤手当の支給要件に該当する常勤役員に支給する。

- 2 通勤手当の額は、給与規程第19条第2項及び第3項に規定する額とする。
- 3 通勤手当を支給される常勤役員につき、離職その他の別に定める事由が生じた場合には、当該常勤役員に、支給単位期間(給与規程第12条第2項に規定する期間をいう。)のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して別に定める額を返納させるものとする。
- 4 前項の別に定める事由及び別に定める額は、独立行政法人国立公文書館職員給与規程実施細則(平成13年館長達第2号)第24条の2に規定する事由及び額とする。
- 5 前4項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給及び返納に関しては、常勤職員の例に準ずるものとする。

(期末手当)

第10条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下これらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する常勤役員に対して支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した常勤役員についても、同様とする。

- 2 期末手当の額は、基礎額(それぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した常勤役員にあつては、退職し、又は死亡した日現在)において当該常勤役員の受けるべき俸給及び地域手当の月額並びに俸給の月額に100分の25を乗じて得た額並びに俸給及び地域手当の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額をいう。)に、6月に支給する場合においては100分の155、12月に支給する場合においては100分の170を乗じて得た額に基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額を支給する。ただし、その者の職務実績に応じ、これを増額し、又は減額することができる。

- 一 6箇月 100分の100
- 二 5箇月以上6箇月未満 100分の80
- 三 3箇月以上5箇月未満 100分の60

四 3箇月未満 100分の30

- 3 国家公務員（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第2条第1項に規定する職員をいう。以下同じ。）が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて常勤役員となるために退職し、かつ、引き続いて常勤役員となった場合は、その者の国家公務員として 在職した期間は常勤役員として在職した期間とみなす。
- 4 常勤役員が、任命権者の要請に応じ、引き続いて国家公務員となるために基準日前1か月以内に退職し、かつ、引き続いて国家公務員となった場合における期末手当は、第1項の規定にかかわらず支給しない。
- 5 次の各号のいずれかに該当する者には、第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第6項に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。
 - 一 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第23条の規定により解任された常勤役員（同法第23条第2項第1号に該当して解任された役員を除く。）
 - 二 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した常勤役員（前号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの
 - 三 次項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの
- 6 館長は、支給日に期末手当を支給することとされていた常勤役員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。
 - 一 離職した日から当該支給日の前日までに、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。次項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合
 - 二 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であつて、その者に対し期末手当を支給することが、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重要な支障を生ずると認めるとき。
- 7 館長は、前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

- 一 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合
 - 二 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合
 - 三 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して1年を経過した場合
- 8 前項の規定は、館長が、一時差止処分後に判明した事実又は事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。
- 9 館長は、一時差止処分を行う場合には、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。
- 10 第6項から前項までに規定するもののほか、一時差止処分に関し必要な事項は、別に定める。

(非常勤役員手当)

第11条 非常勤役員の非常勤役員手当の月額は、次のとおりとする。

- 一 監事 290,000円(ただし、館長が指定する者にあつては、312,000円とする。)
 - 二 理事 435,000円
- 2 第4条第1項及び第5条の規定は、非常勤役員手当の支給日及び日割計算について準用する。この場合において、第4条中「報酬(期末手当を除く。)」とあるのは「非常勤役員手当」と、第5条中「報酬(通勤手当及び期末手当を除く。以下この条において同じ。)」とあるのは「非常勤役員手当」と読み替えるものとする。

(実施に関し必要な事項)

第12条 この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成14年11月28日規程第8号)(抄)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成14年12月1日から施行する。ただし、第2条、第4条、第6条並びに附則第4項の規定は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成15年10月31日規程第5号)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成15年11月1日から施行する。
(平成15年12月に支給する期末特別手当に関する特例措置)

2 平成15年12月に支給する期末特別手当の額は、改正後の独立行政法人国立公文書館役員報酬規程第10条第2項の規定にかかわらず、この規定により算定される期末特別手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、第1号及び第2号に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末特別手当は、支給しない。

一 平成15年4月1日において常勤役員が受けるべき俸給、調整手当及び通勤手当の月額合計額に100分の1.07を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）に、同年4月からこの規程の施行の日の属する月の前日までの月数を乗じて得た額

二 平成15年6月に支給された期末特別手当の額に100分の1.07を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

附 則（平成16年3月23日規程第3号）

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年2月23日規程第1号）

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年11月21日規程第8号）

1 この規程は、平成17年12月1日から施行する。

（平成17年12月に支給する期末特別手当に関する特例措置）

2 平成17年12月に支給する期末特別手当の額は、改正後の独立行政法人国立公文書館役員報酬規程第10条第2項の規定にかかわらず、この規定により算定される期末特別手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、第1号及び第2号に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。

一 平成17年4月1日において常勤役員が受けるべき俸給及び調整手当の月額の合計額に100分の0.36を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）に、同年4月からこの規程の施行の日の属する月の前日までの月数を乗じて得た額

二 平成17年6月に支給された期末特別手当の額に100分の0.36を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

附 則（平成18年3月31日規程第2号）

（施行期日）

1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。

（俸給月額の切替えに伴う経過措置）

2 平成18年4月1日（以下「切替日」という。）の前日から引き続き同一の役職にある常勤役員で、その者の受ける俸給月額が同日において受けていた俸給月額に達しないことと

なる常勤役員には、俸給月額のほか、その差額に相当する額を俸給として支給する。

- 3 前項の規定により支給される俸給の取扱いについては、給与規程適用職員の例に準ずる。
(非常勤役員手当の切替えに伴う経過措置)
- 4 切替日の前日から引き続き同一の役職にある非常勤役員で、その者の受ける非常勤役員手当の月額が同日において受けていた非常勤役員手当の月額に達しないこととなる非常勤役員には、非常勤役員手当の月額のほか、その差額に相当する額を非常勤役員手当として支給する。

附 則 (平成19年11月29日規程第9号)

この規程は、平成19年11月30日から施行する。

附 則 (平成21年2月23日規程第1号)

この規程は、平成21年2月23日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則 (平成21年6月1日規程第8号)

(施行期日)

- 1 この規定は平成21年6月1日から施行する。
(平成21年6月に支給する期末手当に関する特例措置)
- 2 平成21年6月に支給する期末手当に関する第10条第2項の規定の適用については、「100分の160」とあるのは「100分の145」とする。

附 則 (平成21年7月2日規程第11号)

この規程は、平成21年7月3日から施行する。

附 則 (平成21年11月30日規程第17号)

(施行期日)

- 1 この規程は平成21年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は平成22年4月1日から施行する。
(平成21年12月に支給する期末手当に関する特例措置)
- 2 平成21年12月に支給する期末手当の額は、改正後の独立行政法人国立公文書館役員報酬規程第10条第2項の規定にかかわらず、この規定により算定される期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から次に掲げる額の合計額(以下この項において「調整額」という。)に相当する額を減じた額とする。
 - 一 平成21年4月1日において常勤役員が受けるべき俸給及び地域手当の月額の合計額に100分の0.24を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)に、同月から施行日の属する月の前月までの月数(同年4月1日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間、俸給を支給されなかった期間、常勤役員以外の職員であった期間がある職員にあっては、これらの期間(当該期間を含む月が

- ある場合、その期間を1月とみなす。)を減ずる)を乗じて得た額
- 二 平成21年6月に支給された期末手当の額に100分の0.24を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)

附 則(平成22年11月30日規程第10号)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成22年12月1日から施行する。ただし第2条の規定は平成23年4月1日から施行する。

(平成22年12月に支給する期末手当に関する特例措置)

- 2 平成22年12月に支給する期末手当の額は、改正後の独立行政法人国立公文書館役員報酬規程第10条第2項の規定にかかわらず、この規定により算定される期末手当の額から次に掲げる額の合計額に相当する額を減じた額とする。
- 一 平成22年4月1日において常勤役員が受けるべき俸給及び地域手当の月額合計額に100分の0.28を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)に、同月から施行日の属する月の前月までの月数を乗じて得た額
- 二 平成22年6月に支給された期末手当の額に100分の0.28を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)

附 則(平成24年2月29日規程第2号)

この規程は、平成24年3月1日から施行する。

附 則(平成27年4月1日規程第6号)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。
- (俸給の切替えに伴う経過措置)
- 2 平成27年4月1日(以下「切替日」という。)の前日から引き続き同一の役職にある常勤役員で、その者の受ける俸給月額が同日において受けていた俸給月額に達しないこととなる常勤役員には、平成30年3月31日までの間、俸給月額のほか、その差額に相当する額を俸給として支給する。
- 3 前項の規定により支給される俸給の取扱いについては、給与規程適用職員の例に準ずる。
- (非常勤役員手当の切替えに伴う経過措置)
- 4 切替日の前日から引き続き同一の役職にある非常勤役員で、その者の受ける非常勤役員手当が同日において受けていた非常勤役員手当の月額に達しないこととなる非常勤役員には、平成30年3月31日までの間、非常勤役員手当の月額のほか、その差額に相当する額を非常勤役員手当として支給する。
- 5 切替日以降に新たに非常勤役員手当の適用を受けることとなった非常勤役員について、任用等の事情等を考慮し、前項の規定による俸給を支給される非常勤役員との均衡上必要があると館長が認めるときは、当該非常勤役員には、前項の規定に準じて、非常勤役員手当を支

給する。

附 則（平成28年2月16日規程第4号）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成28年2月16日から施行する。ただし、第10条第2項の規定は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 改正後の規程第7条及び第11条並びに附則第3項の規定は、平成27年4月1日から適用する。
（平成27年12月に支給する期末手当に関する特例）
- 3 平成27年12月に支給する期末手当に関する第10条第2項の規定の適用については、「100分の165」とあるのは「100分の167.5」とする。

附 則（平成28年12月9日規程第15号）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成28年12月9日から施行する。
（平成28年12月に支給する期末手当に関する特例）
- 2 平成28年12月に支給する期末手当に関する第10条第2項の規定の適用については、「100分の170」とあるのは「100分の175」とする。